

第2節 平成24年度における業務実績評価の状況

平成24年度においては、国立公文書館等104の独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の助成業務について、通則法に基づく評価制度発足後11回目の業務実績の評価が実施された。また、86の国立大学法人と4つの大学共同利用機関法人について、国立大学法人法に基づく8回目の業務実績の評価が実施された。さらに、日本司法支援センターについて、総合法律支援法に基づく9回目の業務実績の評価が実施された。

1 府省評価委員会等による業務実績評価の状況

(1) 評価活動の概要

府省評価委員会では、平成24年6月末までに、104法人から23年度の業務実績報告書の提出を、また、23年度末に中期目標期間が終了した9法人から当該中期目標期間の業務実績報告書の提出を受け、いずれもほぼ8月下旬までに評価結果を取りまとめ、これを各法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知した。また、日本司法支援センター評価委員会においては、6月末までに23年度の業務実績報告書の提出を受け、8月下旬に評価結果を法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知した。国立大学法人評価委員会においても、6月末までに23年度の業務実績報告書の提出を受け、11月上旬に23年度の業務に係る評価結果を各法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知した。これらの審議の内容や評価の結果については、各府省のホームページ等において公表されている(法人ごとの評価の結果の概要は、第2部第2節3「業務実績評価結果の概要」を参照)。

なお、平成24年度に中期目標期間が終了する27の独立行政法人を所管する8つの府省においては、これらの独立行政法人等の中期目標期間終了時における主務大臣の検討に当たり、それぞれ、当該府省に置かれている府省評価委員会の意見を聴いている。

(2) 評価基準等

独立行政法人の業務実績の評価については、「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)により、府省評価委員会が設定する「客観的な評価(例えば、中期目標の達成度合に応じた数段階評価)基準による」こととされている。

府省評価委員会では、同方針及び通則法における評価に関する諸規定を踏まえ、所管する法人ごと又は所管するすべての法人に共通の具体的な評価の方針・方法、評価の観点等を定めた評価基準を策定している。また、日本司法支援センター評価委員会及び国立大学法人評価委員会においても、同様の評価基準を策定している。

各評価基準の内容については、法人の業務の性格等により異なる点があるものの、基本的な考え方は類似している。各評価基準は、まず、各事業年度における業務実績の評価基準と中期目標の期間における業務実績の評価基準とに区分されている。また、独立行政法人等の業務実績の評価については、それぞれに評価対象等が定められており、各事業年度における業務実績の評価の場合、中期計画に定めた項目ごとの業務の進捗状況等を評価するいわゆる「項目別評価」と、項目別評価等を勘案して法人の業務全体を総合的に評価するいわゆる「総合評価」とに区別されているものが多い。さらに、項目別評価については、業務の達成状況に応じて数段階の評定の中から評定を付する段階別の評価方法を採用のものが多いが、総合評価については、数段階の評定の中から評定を付する評価方法を採用のもの(「順調」、「要努力」や「相当程度の実践的な努力が認められる」などの評価方法を採用のものを含む。)と記述式により評価結果を記述するものとに分かれている(図表43

参照)。

なお、中期目標の期間における業務の実績についての評価基準についても、おおむね各事業年度における業務の実績の評価と同様としている場合が多い。

図表 43. 各府省評価委員会の年度評価に係る評価基準(手法)の概要

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
内閣府独立行政法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 年度計画の項目等に即し4段階評価。 • 委員の協議により、特に優れた業務実績を挙げていると判断された場合には、A+評価を行うことが可能。 <ul style="list-style-type: none"> □ 定量的な指標が設定されている評価項目の場合 <ul style="list-style-type: none"> A: 中期計画の達成に向け業務が順調に実施されている。 B: 中期計画の達成に向け業務がおおむね順調に実施されている。 C: 中期計画の達成に向け業務が順調に実施されているとはいえない。 D: 中期計画の達成に向け業務がほとんど実施されていない。 □ 委員の協議により評価するとされている評価項目の場合 <ul style="list-style-type: none"> A: 満足のいく実施状況 B: ほぼ満足のいく実施状況 C: やや満足のいかない実施状況 D: 満足のいかない実施状況 • 各項目の自己評価がC又はDの場合には、業務運営の改善措置を明示。 	<p>記述式</p> <ul style="list-style-type: none"> • 項目別評価結果等を総合し、当該事業年度における実績全体について、自主改善努力等中期計画及び年度計画に掲げられていない事項も含めて行う。 • 必要に応じ、業務運営の改善その他勧告すべき内容を記述する。
総務省独立行政法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 個々の項目ごとに実施状況を中期目標、中期計画に照らして、 <ul style="list-style-type: none"> AA: 中期目標を大幅に上回って達成 A : 中期目標を十分達成 B : 中期目標を概ね達成 C : 中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある D : 中期目標を下回っており大幅な改善が必要 	<ul style="list-style-type: none"> • 独立行政法人の任務達成に向けた、事業の実施、財務、人事に係るマネジメント等について、それぞれの観点から評価。 • 項目別の評価の結果等を総合し、独立行政法人全体について評価。
外務省独立行政法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 中期計画に定められた項目ごとに評定項目を設定し、次の5段階評定を行うことを基本とする。 <ul style="list-style-type: none"> イ: 中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を大きく上回って順調であり、特に優れた実績を挙げている。 ロ: 中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を上回って順調であり、優れた実績を挙げている。 ハ: 中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り順調である。 ニ: 中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画に対してやや順調でない。 ホ: 中期計画等の実施状況が当該事業年度において順調でない。 	<p>記述式</p> <ul style="list-style-type: none"> • 項目別評定の結果を踏まえ、法人の業務全体について、総合的な観点から、その実績及び改善の方向性等の指摘事項、その他の意見等を記述式により評価する。
財務省独立行政法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 中期計画に定められた項目ごとに、以下の5段階評価を基本とする。 <ul style="list-style-type: none"> A+: 中期計画の実施状況が当該事業年度において極めて順調。 A: 中期計画の実施状況が当該事業年度において順調。 B: 中期計画の実施状況が当該事業年度においておおむね順調。 C: 中期計画の実施状況が当該事業年度においてやや順調でない。 D: 中期計画の実施状況が当該事業年度において順調でなく、業務運営の改善等が必要。 • 評価は、5段階を基本とするが、法人の業務の特性 	<ul style="list-style-type: none"> • 項目別評価の結果を踏まえ、法人の業務全体について、総合的な観点から、その実績を記述式により評価する。 • 当該評価を下すに至った理由を付記するとともに、必要に応じ、指摘事項についても記述する。

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>や評価項目の性質に応じ、段階の追加・簡素化、又は適切な評価の文言を用いることも可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> 客観的な評価基準の設定が困難な項目については、委員の協議により評価。 評価に併せ、改善すべき事項、目標設定の妥当性、法人の業務の特性や評価項目の性質に応じて評価に際して留意した事項等があれば付記する。 	
<p>文部科学省独立行政法人評価委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画の個々の事項ごとに、当該事業年度における中期計画の実施状況について段階的評価を行う。段階的評価を行う際の各段階別評価の達成度の目安については、次の考え方とする。 <ul style="list-style-type: none"> S:特に優れた実績を上げている。(法人横断的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評価を付す。) A:中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調に、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が100%以上) B:中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%以上100%未満) C:中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%未満) F:評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。(客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限りFの評価を付す。) 各法人の項目別評価の結果を俯瞰するため、各法人でほぼ共通となっている、項目別評価の大項目について、次の考え方を基本とし、段階的評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置 等 評価に当たっては、定量的な指標を用いる等して、原則、検証可能となるよう客観的かつ具体的な評価基準を設定することを基本とする。定性的な評価基準を設定する際にも、定量的な指標を補完的に用いる等により、検証可能となるよう客観的かつ具体的な評価基準の設定に努める。 複数の評価項目、指標を組み合わせることも可能とする。 評価に併せ、改善すべき項目、目標設定の妥当性等の留意事項を記述する。 	<p>記述式</p> <ul style="list-style-type: none"> 項目別評価を総括する全体評価として、 <ul style="list-style-type: none"> 評価結果の総括 各事業年度の評価結果を踏まえた、事業計画及び業務運営等に関して取るべき方策(改善のポイント)(評価結果に至った原因分析について明確に記載。また、独立行政法人の制度・運用上の隘路があれば、積極的に記載) 特記事項(総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の2次評価や中期目標期間終了時の見直し作業についての対応等) <p>について記述する。</p>
<p>厚生労働省独立行政法人評価委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画の個別項目ごとの進捗状況に応じ、以下の判定基準に基づく5段階評価とし、原則としてその理由を付記するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> S:中期計画を大幅に上回っている。 A:中期計画を上回っている。 B:中期計画に概ね合致している。 C:中期計画をやや下回っている。 D:中期計画を下回っており、大幅な改善が必要。 	<p>記述式</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民の視点に立って、独立行政法人の社会に対する中長期的な役割に配慮しつつ、次のような観点から中期目標の達成度について評価する。 <ul style="list-style-type: none"> 法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が国民生活の保障及び向上並びに経済の発展にどの程度寄与するものであったか。 法人が効率性、有効性等の観点から適正に業務を実施したかどうか。

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
農林水産省独立行政法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 各法人に統一的な評定区分はなく、法人別に基準が定められている(下記参照)。ただし、いずれも、小項目を集計して中項目の評定を行い、中項目を集計して大項目の評定を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 各法人に統一的な評定区分はなく、法人別に基準が定められている(下記参照)。
	<p>○農林水産消費安全技術センター</p> <p>① 定量的に定められている項目の評価 中期計画等で定量的な数値が設定されている場合は、原則としてその数値を中期目標の期間(5年間)で除して得られた数値(年度ごとの目標値が設定されている場合は、その数値)を目標値として、次の考え方をベースに基準を策定し、評価を行う。 ただし、中期目標期間途中において数値の達成度合による評価が困難な場合には、中期目標期間終了前事業年度までの評価は②により行うものとし、中期目標期間終了事業年度において次の5段階で行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> □「～以上」等の記述となっている項目 <ul style="list-style-type: none"> S:目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A:目標値に対して、100%以上の達成度合 B:目標値に対して、90%以上～100%未満の達成度合 C:目標値に対して、90%未満の達成度合 D:目標値に対して、90%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった □上記以外の項目 <ul style="list-style-type: none"> S:目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A:目標値に対して、90%以上の達成度合 B:目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C:目標値に対して、80%未満の達成度合 D:目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった <p>② 定性的に定められている項目の評価 S:順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A:順調に進んでいる B:概ね順調に進んでいる C:不十分又は問題あり D:不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>※評価項目によっては、SABCDの基準の表現が若干異なる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価は、中項目別の評価結果の積み上げにより行う者とする。その際、各中項目につきS:3点、A:2点、B:1点、C:0点、D:-1点の区分により中項目の評価結果を点数化した上で、大項目については、下記によりA、B、Cの3段階評価を行うものとする。併せて、当該評価を下すに至った経緯、中期計画等に記載されている事項以外の業務等特筆すべき事項についても記載する。 ただし、A評価とした場合には、各中項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 <p>A:満点×9/10 ≤ 各中項目の合計点 B:満点×5/10点 ≤ 各中項目の合計点 < 満点×9/10 C:各中項目の合計点 < 満点×5/10点</p> <p>※「満点」とは、「中項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該大項目に属する各中項目の点数の合計値」とする。</p>
	<p>○種苗管理センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 定量的に定められている項目の評価 中期計画等で定量的な数値が設定されている場合は、原則としてその数値を中期目標の期間(5年間)で除して得られた数値(年度ごとの目標値が設定されている場合は、その数値)を目標値として、次の考え方をベースに基準を策定し、評価を行う。 □「～以上」等の記述となっている項目 <ul style="list-style-type: none"> S:目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A:目標値に対して、100%以上の達成度合 B:目標値に対して、90%以上～100%未満の達成度合 C:目標値に対して、90%未満の達成度合 D:目標値に対して、90%未満の達成度合であり 	<ul style="list-style-type: none"> 各項目ごとの評価を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績その他の特筆すべき事項等も総合的に勘案して、評価を行うものとする。

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>り、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 「～程度」等の記述となっている項目 <ul style="list-style-type: none"> S: 目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A: 目標値に対して、90%以上の達成度合 B: 目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C: 目標値に対して、80%未満の達成度合 D: 目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった • 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> S: 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A: 順調に進んでいる B: 概ね順調に進んでいる C: 不十分又は問題あり D: 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった <p>※評価項目によっては、SABCDの基準の表現が若干異なる。</p>	
	<p>○家畜改良センター</p> <ul style="list-style-type: none"> • 定量的指標の場合 <ul style="list-style-type: none"> □ 例: 「○○程度」と目標が設定されている場合 <ul style="list-style-type: none"> S: 数値の達成度が90%以上であって、特に優れた成果が得られた A: 数値の達成度が90%以上 B: 数値の達成度が50%以上90%未満 C: 数値の達成度が50%未満 D: 数値の達成度が50%未満であって、その要因が法人の不適切な業務運営にあった • 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> S: 計画を大きく上回り、優れた成果が得られた A: 計画どおり順調に実施された B: 概ね計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されなかった D: 計画どおり実施されず、その要因が法人の不適切な業務運営にあった <p>なお、達成度の範囲については、目標の設定の仕方(「○○以上」等)により異なっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 項目別評価の結果を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情、中期目標等に記載されている事項以外の業績、S評価の有無・内容、それぞれの項目の機関としての業務に占める重要性等の特筆すべき事項等も総合的に勘案して、原則として、次の3段階評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> A: 計画どおり実施された又は計画を上回り実施された B: 概ね計画どおり実施された C: 計画どおり実施されなかった • 上記の評価の結果、A評価となった場合は、各大項目の達成状況及びその要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合は、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。
	<p>○農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター</p> <ul style="list-style-type: none"> S: 計画を大幅に上回る業績が挙げている A: 計画に対して業務が順調に進捗している B: 計画に対して業務の進捗がやや遅れている C: 計画に対して業務の進捗が遅れている D: 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている 	<p>機関の総合評価は、各評価単位の評価結果と研究機関としての使命を踏まえた特筆すべき業績(学術的・社会的インパクトの大きい)等を総合的に勘案して行うとともに、当該評価を下すに至った理由を記述し、併せて必要に応じ、業務内容の改善に関する勧告を記述するものとする。</p>
	<p>○森林総合研究所</p> <ul style="list-style-type: none"> s: 中期計画を大幅に上回り業務が進捗している(達成割合が120%以上) a: 中期計画に対して業務が順調に進捗している(達成割合が90%以上120%未満) b: 中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている(達成割合が60%以上90%未満) c: 中期計画に対して業務の進捗が遅れている(達成割合が30%以上60%未満) d: 中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている(達成割合が30%未満) 	<ul style="list-style-type: none"> • 総合評価は、全ての評価単位を対象として、達成割合を算出し、その結果を基本として評価を行うこととする。 • なお、S評定又はD評定と判断した場合には、評価シートに判断した理由等を明記する。

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>○水産大学校及び水産総合研究センター</p> <p>S:計画を大きく上回って業務が進捗している A:計画に対して業務が順調に進捗している B:計画に対して業務の進捗がやや遅れている C:計画に対して業務の進捗が遅れている D:計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている</p> <p>□ 定量的評価指標が設定されている場合 S:数値の達成度合いが 120%以上 A:数値の達成度合いが 80%以上 120%未満 B:数値の達成度合いが 60%以上 80%未満 C:数値の達成度合いが 30%以上 60%未満 D:数値の達成度合いが 30%未満</p>	<p>● 各大項目の評価結果及び次に掲げる事項等を総合的に勘案して、5段階で評価を行う。</p> <p>① S評価の有無・内容 ② 財務諸表の内容 ③ 業務運営の効率化への取組状況 ④ 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績 ⑤ 災害対策等緊急的業務への対応状況</p>
	<p>○農畜産業振興機構</p> <p>● 定量的に定められている項目の評価</p> <p>□ 数値目標が「以上」又は「少なくとも」等と定められている場合</p> <p>a:数値の達成度合いが 100%以上 b:数値の達成度合いが 70%以上 100%未満 c:数値の達成度合いが 70%未満</p> <p>□ 数値目標が上記以外の方法により設定されている場合、達成度の範囲は異なっている。</p> <p>● 定性的に定められている項目の評価</p> <p>□ 段階的な評価を行うことが適切な場合</p> <p>a:設定した指標が達成された b:設定した指標が概ね達成された c:設定した指標が達成されなかった</p> <p>□ 段階的な評価を行うことが不適切な場合</p> <p>a:設定した指標が達成された c:設定した指標が達成されなかった</p> <p>ただし、a評価の小項目について、達成率等によりs評価とすることができる。また、c評価とした場合、必要に応じ d 評価とすることができる。</p>	<p>● 中項目の評価結果について集計し、3段階評価を行う。ただし、必要に応じ、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。</p>
	<p>○農業者年金基金</p> <p>● 定量的に定められている項目の評価</p> <p>□ 数値目標が「以上」又は「少なくとも」とされている場合</p> <p>a:数値の達成度合いが 100%以上 b:数値の達成度合いが 70%以上 100%未満 c:数値の達成度合いが 70%未満</p> <p>□ 上記以外の場合</p> <p>a:数値の達成度合いが 90%以上 b:数値の達成度合いが 50%以上 90%未満 c:数値の達成度合いが 50%未満</p> <p>● 定性的に定められている項目の評価</p> <p>□ 段階的な評価を行うことが適切な場合</p> <p>a:設定した指標が達成された b:設定した指標が概ね達成された c:設定した指標が達成されなかった</p> <p>ただし、a評価の小項目について、達成状況等によりs評価とすることができる。また、c評価とした場合、必要に応じd評価とすることができる。</p>	<p>● 大項目の評価結果について集計し、3段階評価を行う。ただし、必要に応じ、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。</p>
	<p>○農林漁業信用基金</p> <p>● 定量的に定められている項目の評価</p> <p>□ 数値目標が「以上」又は「少なくとも」等と定められている場合</p> <p>A:数値の達成度合いが 100%以上 B:数値の達成度合いが 70%以上 100%未満 C:数値の達成度合いが 70%未満</p> <p>数値目標が上記以外の方法により設定されている場合、達成度の範囲は異なっている。</p> <p>● 定性的に定められている項目の評価</p> <p>□ 段階的な評価を行うことが適切な場合</p> <p>A:設定した指標が達成された B:設定した指標が概ね達成された</p>	<p>● 中項目の評価結果について集計し、特筆すべき業績等を総合的に勘案して3段階評価を行う。ただし、必要に応じ、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。</p>

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>C:設定した指標が達成されなかった</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 段階的な評価を行うことが不適切な場合 <p>A:設定した指標が達成された</p> <p>C:設定した指標が達成されなかった</p> <p>必要に応じ、達成状況その他の要因を分析し、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。</p> <p>• 委員会における年度評価は、次の①～③の3項目を評価項目の基本とし、必要に応じ④を追加する。</p> <p>① 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>② 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>③ 財務内容の改善に関する事項</p> <p>④ その他業務運営に関する重要事項</p> <p>• 委員会は、法人横断的な評価を実施する。以下の項目については、毎年実施する。</p> <p>①業務の効率的な実施の観点から、一般競争入札の範囲の再検討等、適正な契約形態の選択が行われているか。契約に関する情報公開は適切に実施されているか。</p> <p>②役職員の給与等の水準は適正か。</p> <p>③資産(出資を含む)は有効に活用されているか。</p> <p>④欠損金、剰余金の適正化に向けた努力が行われているか。</p> <p>⑤リスク管理債権の適正化に向けた努力が行われているか。</p> <p>• 各項目の評価は、次の5段階評価を行うこととする。評価に当たっては、標準的に達成された場合をBとすることを基本とし、評価項目ごとにBとなる基準を予め明示するものとする。</p> <p>AA:法人の実績について、質・量の両面において中期計画を越えた極めて優れたパフォーマンスを実現。</p> <p>A:法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現。</p> <p>B:法人の実績について、質・量の両面において中期計画を着実に達成。</p> <p>C:法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画に未達、もしくは、法人の業務運営に当たって問題となる事象が発生。</p> <p>D:法人の実績について、質・量の両面において中期計画に大幅に未達、もしくは、法人の業務運営に当たって重大な問題となる事象が発生。</p>	<p>総合評価基準の概要</p> <p>• 委員会は、各評価項目に以下の評価比率を配分し、各評点を合算して総合評価を行う。(①については、分割して算定した評点をまとめて直接合算を行う。)</p> <p>① 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項:60～70%</p> <p>② 業務運営の効率化に関する事項:15%</p> <p>③ 財務内容の改善に関する事項:15%</p> <p>④ その他業務運営に関する事項:0～10%</p> <p>• 評点は、AA=5、A=4、B=3、C=2、D=1とし、それぞれの評価比率を掛け合わせて合算し、以下の通り総合評価を算出する。合算された評点をXとすると、</p> <p>AA:4.5 < X ≤ 5.0</p> <p>A :3.5 < X ≤ 4.5</p> <p>B :2.5 < X ≤ 3.5</p> <p>C :1.5 < X ≤ 2.5</p> <p>D :1.0 ≤ X ≤ 1.5</p> <p>委員会は、必要があると認めるときは、法人に対し、業務運営の改善その他の勧告を行う。</p>
国土交通省独立行政法人評価委員会	<p>• 年度業務実績報告の各項目ごとに、中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について検討し、段階的評定を行う。評価の段階数については、5段階を基本とし、各法人の業務の特性を踏まえて設定しうるものとする。</p> <p>SS:中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。</p> <p>S :中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。</p> <p>A :中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p> <p>B :中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。</p> <p>C :中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。</p> <p>• 各項目ごとに、中期計画の実施状況の認定結果及びその理由を明記するとともに、必要な場合には意見を付すこととする。特に、SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを明確に記述するものとする。</p>	<p>• 個別項目の認定結果から、当該年度の業務の実施状況全体を概観するため、各評定ごとの項目数の分布状況を示すこととする。</p> <p>• 法人の業務全体について、業務運営評価による評定を踏まえ、総合的な視点から、法人の業務の実績、業務の改善に向けた課題・改善点、業務運営に対する意見等を記述式により、当該法人の評価の要点、法人の業務実績の全体像が明確になるようにする。</p> <p>• なお、中期計画に掲げられている事項以外で特記すべき法人の自主的な努力があれば、当該事項も含めて総合的に評価する。</p> <p>• 業務運営評価により算出された段階的評価の評定及び記述による業務全体に対する評価を踏まえ、総合的な評定を行う。評定は、5段階(SS、S、A、B、C)により行う。</p>

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要																								
環境省独立行政法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 中期目標に定められている事項別に、当該事業年度における実施状況を評価する。具体的には、評価項目ごとに掲げる「評価の方法、視点等」を考慮して行い、この評価項目ごとの評価を踏まえて、当該事項全体の評価を行うものとする。 各事業年度に係る業務の実績に関する評価は、以下の評価基準に基づいて行う。 (注)評価に当たっては、その理由、根拠等を附すものとする。 S: 中期目標の達成に向け、特に優れた成果をあげている。 A: 中期目標の達成に向け、適切に成果をあげている。 B: 中期目標の達成に向け、概ね適切に成果をあげている。 C: 中期目標の達成に向け、業務の進捗がやや遅れており、改善すべき点がある。 D: 中期目標の達成に向け、大幅な改善が必要である。 国立環境研究所の研究業務の評価は、研究所において実施する外部専門家による研究評価結果も積極的に活用。 法人横断的事項として、契約、給与水準・総人件費改革、保有資産、内部統制、当期総利益(又は当期総損失)、剰余金・欠損金、関連法人(国立環境研究所)、債権管理(環境再生保全機構)について評価。 	<ul style="list-style-type: none"> 各評価項目に環境省評価委員会が定める評価比率を配分し、各評点を合算する。 各評点は、S=5、A=4、B=3、C=2、D=1とする。 各評点を合算した結果(Xとする)、以下のとおりとする。 S: $4.5 < X$ A: $3.5 < X \leq 4.5$ B: $2.5 < X \leq 3.5$ C: $1.5 < X \leq 2.5$ D: $X \leq 1.5$ 																								
原子力規制委員会独立行政法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 以下の点など、政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「政独委」という。)から示された、独立行政法人に共通的な評価の視点として示された事項や過年度の事業年度評価に対する政独委の意見等を踏まえることとする。 ・法人の業務に係る政策目的を踏まえて、その業績を評価する。 ・評価に際しては、常に、効率性、生産性等の向上による業績の増進、業務の対象となる国民に対するサービスの質の向上を志向する。 ・法人の業務の内容、業績の分析とそれに基づく評価、課題と展望を国民に分かりやすく説明することにより、法人業務に対する国民の理解を深めることを志向する。 各項目の評価は、S、A、B、C、Dの5段階で行うこととし、それぞれの達成度の目安については、以下の通りとする。 S: 中期計画の達成に向け、特に優れた成果をあげている。 A: 中期計画の達成に向け、優れた成果をあげている。 B: 中期計画の達成に向け、適切に成果をあげている。 C: 中期計画の達成に向け、業務の進捗がやや遅れており、改善すべき点がある。または、法人の業務運営に問題がある。 D: 中期計画の達成に向け、業務の進捗が遅れており、大幅な改善が必要である。または、法人の業務運営に重大な問題がある。 評価に当たっては、その理由、根拠等を付すものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価は、事項別の評価結果を、別表1により評点に換算し、部会において別途定める法人毎の業務実績の評価基準で定める評価比率にしたがって加重平均して平均評点を求め、その結果を別表2に照らし合わせて評価を行うものとする。 上記方法により勘案し難い特段の事由がある場合には、理由を付することにより、平均評点を加減できるものとする。 <p>(別表1)</p> <table border="1" data-bbox="885 1265 1189 1444"> <thead> <tr> <th>項目評価</th> <th>評点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(別表2)</p> <table border="1" data-bbox="869 1512 1284 1691"> <thead> <tr> <th>平均評点(X)</th> <th>総合評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>$4.5 < X$</td> <td>S</td> </tr> <tr> <td>$3.5 < X \leq 4.5$</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>$2.5 < X \leq 3.5$</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>$1.5 < X \leq 2.5$</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>$1.0 \leq X \leq 1.5$</td> <td>D</td> </tr> </tbody> </table>	項目評価	評点	S	5	A	4	B	3	C	2	D	1	平均評点(X)	総合評価	$4.5 < X$	S	$3.5 < X \leq 4.5$	A	$2.5 < X \leq 3.5$	B	$1.5 < X \leq 2.5$	C	$1.0 \leq X \leq 1.5$	D
項目評価	評点																									
S	5																									
A	4																									
B	3																									
C	2																									
D	1																									
平均評点(X)	総合評価																									
$4.5 < X$	S																									
$3.5 < X \leq 4.5$	A																									
$2.5 < X \leq 3.5$	B																									
$1.5 < X \leq 2.5$	C																									
$1.0 \leq X \leq 1.5$	D																									
防衛省独立行政法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 年度計画の項目等に即し4段階評価。 委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 □ 定量的な指標が設定されている場合 A: 中期計画の達成に向け業務が順調に実施されている。 	<p><u>記述式</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 項目別評価結果等を総合し、当該事業年度における実績全体について、自主改善努力等中期計画及び年度計画に掲げられていない事項も含めて行う。 必要に応じ、業務運営の改善その他勧告すべき内容を記述する。 																								

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>B: 中期計画の達成に向け業務がおおむね順調に実施されている。</p> <p>C: 中期計画の達成に向け業務が順調に実施されているとはいえない。</p> <p>D: 中期計画の達成に向け業務がほとんど実施されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 委員の協議により評価される場合 <ul style="list-style-type: none"> A: 満足のいく実施状況 B: ほぼ満足のいく実施状況 C: やや満足のいかない実施状況 D: 満足のいかない実施状況 <p>• 各項目の自己評価がC又はDの場合には、業務運営の改善措置を明示。</p>	
日本司法支援センター評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 中期計画に定められた各項目ごとに、以下の3段階で評価。 なお、評価項目に複数の指標がある場合には、指標ごとの評価を総合して当該項目を評価。 A: 当該事業年度の業務の実施状況が中期計画に照らし順調である。 B: 当該事業年度の業務の実施状況が中期計画に照らしおおむね順調である。 C: 当該事業年度の業務の実施状況が中期計画に照らし順調でなく、業務運営の改善等が必要である。 ただし、B評価については、委員の協議により、必要に応じて、業務の実績が比較的良好な場合にはB+と評価できるものとする。 評価は、実績報告書、法人が自ら行った評価等の資料を参考に、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的として独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である特性を勘案し、委員の協議により客観的に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> • 項目別評価結果等を勘案し、当該事業年度における法人の実績全体について評価。 自主改善努力等、中期計画及び年度計画に掲げられていない事項があれば、必要に応じてこれらの事項を含め評価。
国立大学法人評価委員会	<p>○年度評価</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営(施設設備の整備・活用、安全管理等)」の4項目については、以下の5種類により進捗状況を示すとともに、特筆すべき点や遅れている点にコメントを付す。なお、これらの水準は、基本的には各国立大学法人等の設定した中期計画に対応して示されるものであり、各法人間の相対比較をする趣旨ではないことに十分留意する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> □ 特筆すべき進捗状況にある □ 順調に進んでいる □ おおむね順調に進んでいる □ やや遅れている □ 重大な改善事項がある <p>「教育研究等の質の向上」については、全体的な状況を確認し、注目すべき点についてコメントを付す。</p> <p>○中期目標期間評価</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「教育に関する目標」、「研究に関する目標」、「その他の目標(「附属病院に関する目標」、「附属学校に関する目標」を除く。)の項目(※大学共同利用機関法人については、「共同利用等に関する目標」を加える。)については、以下の5種類により評定する。また、優れた点や改善すべき点を、各法人の自主的な教育研究等の改善に資する観点から、分かりやすく指摘する。なお、これらの水準は、基本的には各国立大学法人等の設定した中期計画に対応して示されるものであり、各法人間の相対比較をする趣旨ではないことに留意する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常に優れている □ 良好である 	<ul style="list-style-type: none"> • 当該事業年度における中期計画の進捗状況全体について、記述式により評価。 • なお、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の年度評価の基本的な考え方は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> □ 戦略性が高く意欲的な目標・計画等は、達成状況の他にプロセスや内容を評価する等、積極的な取組として適切に評価 □ 業務運営・財務内容等の経営面を中心に、当該事業年度における中期計画の進捗状況を調査・分析し、業務の実績全体について総合的に評価。 教育研究の状況については、その特性に配慮し、年度評価では専門的な観点からの評価は行わず、年度計画に係る事業の外形的な進捗状況を確認する。 • 中期目標期間の業務実績の全体について、各法人の自己点検・評価に基づき、記述式により評価。 • なお、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間評価の基本的な考え方は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> □ 中期目標の達成に向けて、中期計画が十分に実施されているかとの観点から、業務の実績全体について総合的に評価。 □ 戦略性が高く意欲的な目標・計画等は、達成状況の他にプロセスや内容を評価する等、積極的な取組として適切に評価。 □ 評価に当たっては、各法人の多様な役割に十分配慮し、また、教育研究の定性的側面、中長期的な視点に留意。

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<ul style="list-style-type: none"> □ おおむね良好である □ 不十分である □ 重大な改善事項がある <p>その他の目標のうち、「附属病院に関する目標」、「附属学校に関する目標」については、その特性に配慮し、「業務運営・財務内容等の状況」と同様の方法により各法人が行う自己点検・評価に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う教育研究の評価結果を参考にしつつ、自己点検・評価の妥当性も含めて総合的に検証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「業務運営・財務内容等の状況」については、以下の4段階により各法人が自己点検・評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 計画を上回って実施している ➢ 計画を十分に実施している ➢ 計画を十分には実施していない ➢ 計画を実施していない <p>その結果を評価委員会が妥当性を含めて総合的に検証し、その検証を踏まえ、以下の5段階により評定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 非常に優れている ➢ 良好である ➢ おおむね良好である ➢ 不十分である ➢ 重大な改善事項がある <p>教育研究の評価については、国立大学法人等の特性に配慮して、独立行政法人大学評価・学位授与機構に評価の実施を要請し、その結果を尊重する。</p>	<p>教育研究の状況については、その特性に配慮し、国立大学法人評価委員会が、(独)大学評価・学位授与機構に対し評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して行う。</p>

(注) 各府省評価委員会の公表資料に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

(3) 評価結果の反映状況等

ア 独立行政法人の業務運営への反映状況

独立行政法人の効率的・効果的な運営、国民に対して提供するサービスの向上等、国民の求める成果の実現を図るためには、まずもって府省評価委員会が行う評価結果の法人の業務運営への着実な反映が重要である。

平成 22 年度業務実績に関して府省評価委員会が行った評価結果の反映状況をみると、例えば、効率的な業務運営による費用の削減、意志決定の迅速化、自己収入の拡大、業務体制の見直し、他機関との連携・協力等に反映されてきている。

図表 44. 府省評価委員会の評価結果の反映状況

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
内閣府	国立公文書館	<p>内部統制に関する取組状況について、小規模組織ならではの検討や提案がなされることが期待されると指摘されたことを踏まえ、幹部会等モニタリング機能を発揮できる既存の仕組みを活用しつつ、法人のミッションに関して館長が適時・適切に指示を出すことにより内部統制の徹底を図ることとし、内部統制に関する担当部署を総務課とした。</p> <p>また、外部有識者による講演会を実施し、役職員に対して内部統制強化についての考え方の周知を図り、内部統制に関する理解の浸透と意識醸成に努めた。</p> <p>さらに、法令遵守等の観点から外部有識者(弁護士)を委嘱してコンプライアンス相談窓口を設置したほか、情報セキュリティ対策の周知、理解を徹底するため館内研修を実施した。</p>

	<p>北方領土問題対策協会</p>	<p>情報収集の方法・活用・伝達方法、啓発手法とその効果について、更なる検討が進められることを期待したいとされたことを踏まえ、県民会議等が実施する事業内容の改善等に資するため、一部の都道府県で実施した県民大会において参加者への統一的なアンケートを試験的に実施し、効果把握について検討を進めた。</p> <p>調査研究について、既存の研究成果の収集と把握が行われることを期待したいとされたことを踏まえ、調査研究で提供したレポートについて、返還運動関係者に対しアンケート調査を実施し、調査研究事業の効果を把握するとともに、次年度に取り組んでほしい調査研究の内容について意見を収集し、調査研究事業をより必要かつ有効性の高いものとするべく努めた。</p> <p>啓発施設の改修が実施されたが、その効果的な活用の在り方について更なる検討を期待したいとされたことを踏まえ、施設の効果的な活用のため、パンフレットの設置場所を拡大するなど利用の促進を図るとともに、改修後の啓発施設においても、引き続き意見箱を設置し、来館者の感想、要望等の把握に努めた。要望事項のうち、改善可能な事項については早急に改善するとともに、そのほかの改善事項については、24年度以降に改善に向けて検討することとした。</p> <p>協会の活動内容について、今後広く国民に周知されるよう一層の努力を期待したいとされたことを踏まえ、ホームページのリニューアルを行い閲覧者の利便性を向上し、動画コンテンツを配信するページを開設するなど新規コンテンツを充実するとともに、内閣府が運営するデジタルライブラリーに併せて掲載するなど、インターネットを活用した情報発信の強化を図った。</p>
	<p>沖縄科学技術研究基盤整備機構</p>	<p>「広く国民の理解を得ることが必要不可欠である。広く国民の信頼を得て、開学及び学校法人への移行を迎えられるように、業務運営の効率化とともに、一層のガバナンスの向上に努めていただきたい。」と指摘されたことを踏まえ、内閣府と沖縄機構との間で、定例の連絡協議会を開催するなどして、沖縄機構の管理運営体制の強化に努めた。</p>
	<p>国民生活センター</p>	<p>調査研究について、「今後の早急な実施、公表に努めるとともに、計画が達成できなかったことにつき、計画性、効率性の視点からの検証を加え、今後確実に計画が実施できるよう努められたい」と指摘されたことを踏まえ、再調査の実施に際し、調査項目に震災に関連する質問項目を新たに加え、震災半年後にあたり、防災月間でもある9月に速報版として公表した。なお、再入札等の実施にあたっては、外部の有識者を加えた検討委員会を設置し、入札仕様書等の妥当性につき検討を行ったうえで実施した。</p>
<p>総務省</p>	<p>情報通信研究機構</p>	<p>東日本大震災で経験した電源確保の重要性に関して、電源も含めてシステムとしての安定化も研究対象とすべきと指摘されたことを踏まえ、東北大学と連携した耐災害 ICT 研究において、電源喪失なども含む震災時に発生した様々な事象や体験を織り込み、研究開発に着手した。</p> <p>海外研究者の招へいについて、海外から参加し易い内容となっているかどうかの再検討も必要であろうという指摘を踏まえ、渡航費の立替払いの負担をなくすため航空券現物支給を選択可能とすることや年度またがりの招へいを可能とすることなど海外から参加しやすい制度に変更したこと等により、応募件数が、前年度の8件から19件へと大幅に増加した。</p>
	<p>統計センター</p>	<p>業務運営の効率化について、コスト構造分析では、外部委託を含めたトータルのコストによる評価が行えるよう取組を続けることが望まれると指摘されたことを踏まえ、引き続き、各業務の運営において生じた人件費・物件費の前年度比較、計画との比較、構成比比較分析を行った。</p> <p>今回のOCR導入にあたって、業務遅延が発生した場合の対処方法等危機管理の徹底が望まれると指摘されたことを踏まえ、今回のOCR機導入に向けて仕様検討等を行うための「常用OCR機の導入に向けた仕様検討プロジェクト」を設置し、現行OCR機の問題点を踏まえた要因分析を行い、仕様書に記載する機器の調達条件や要求性能などについて修正事項や新規追加事項を検討した。</p> <p>統計データの二次利用について、利用者の利便性に資する取組を行うことにより、法人の自己収入増加につなげることが望まれると指摘されたことを踏まえ、学会等の大会において、二次利用について解説し</p>

		<p>たパンフレットを配布し、制度・手続きの説明を行ったほか、サテライト機関と共催で、「公的統計のマイクロデータの利用に関する研究集会」を開催し、二次利用による有用な研究成果の紹介を行うなど、積極的な広報を行った。さらに、日本統計学会等のメーリングリストを用いて、オーダーメイド集計のサービスを新たに開始する調査や年次等について、サービス開始の周知を行った。</p> <p>内部統制について、今後も更なる充実・強化に取り組むことが期待されると指摘されたことを踏まえ、理事長等による各執務室の巡回、イントラネットを活用した年度計画の周知徹底、業務改善への積極的な参画を促すことを目的とした職員提案制度の実施、調査票情報などの情報資産の適切な保護・管理、監事が役員会議に出席し改善点について指摘を行う等、内部統制環境の充実・強化に努めた。</p>
	平和祈念事業特別基金	<p>職場環境について、職場環境を適正なものに保ち、その管理を徹底し一層の配慮に努めることは、職場環境の保持、職員の健康管理のためにも必要と指摘されたことを踏まえ、全役職員を対象に、新たに人権等への適切な対応・女性に配慮した職場環境の形成等について弁護士による講演を実施した。</p>
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	<p>「睡眠貯金残高や権利消滅額の減少に向け、周知の充実や通知未着の解消など、より一層効果的な対応を検討することが必要である」との指摘を踏まえ、次のとおり個別案内の充実等を図った。</p> <p>① 郵便貯金管理業務</p> <p>満期のお知らせや満期後 10 年経過のお知らせ及び権利消滅のお知らせの預金者への送付と、郵便貯金払戻証書の発行後4か月及び権利消滅2か月前のお知らせの預金者への送付を継続した。それに加え、新たに、満期後 15 年が経過した預金者に対する通知の試行送付を開始し、早期お受取りを御案内することとした(満期後 15 年経過の通知については、効果が認められたことから、平成 24 年度から本格実施。)</p> <p>② 簡易生命保険管理業務</p> <p>満期日3か月前の満期案内書の送付、支払事由発生後3か月及び1年経過後の支払案内書の送付、契約失効後の失効通知書の送付並びに復活期間経過後の支払案内書の送付による保険金等の請求勧奨とともに、支払通知書発行後3か月、6か月及び1年経過してもなお受取りがない契約に対する各期間経過後の支払通知書払渡未済通知書の送付による早期受取り勧奨等を継続した。それに加え、新たに、満期保険金や失効による還付金等未請求契約及び払込満了契約に対するフォローアップ活動を実施した。</p>
外務省	国際協力機構	<p>企画競争・公募等における選定段階の妥当性について、「より詳細な評価基準の公表開始及び第三者による審査の導入は評価に値し、今後はこれを定着する努力が求められる。」と指摘されたことを踏まえ、22 年度に開始したプロポーザルの評価の視点と配点の公表に加え、23 年度にはプロポーザルの採点結果の公表を開始した。また、22 年度に試行導入した外部審査委員による選定プロセスの競争性・公正性の審査を継続・拡大し、選定プロセスの透明性の一層の向上を図った。</p>
	国際交流基金	<p>随意契約の見直しについて、「業務の性格上、一定程度の随意契約が残らざるを得ない事情は理解できるものであるが、個々の契約の類型ごとに適正な対価での契約がより良く保証される方法について検討する等、次期中期計画に向けて評価指標のあり方を検討する必要がある」と指摘されたことを踏まえ、平成 24 年度からの第3期中期目標期間の業績評価においては、随意契約の見直し状況を単独の項目として詳細に評価することとなった。契約区分を国際交流基金事業の特性に基づいて再分類し、「真に随意契約によらざるを得ないもの」を明確に区分して 24 年度の契約の統計を行うとともに、25 年度以降の契約監視委員会点検時の契約類型に用いることとなった。</p>
財務省	酒類総合研	<p>職員の資質向上について、「職員の資質向上に関しては、外部研修、学会への派遣、セミナー開催により職員への配慮が伺える。今後、</p>

	研究所	予算の制約はあるが、研修の充実に向けて更なる努力が望まれる。」と指摘されたことを踏まえ、外部の講師を招いて広島事務所においてNRIB特別セミナー等を開催したほか、研究員資質向上の観点から各職員を関連の学会及び学会以外の研究会、シンポジウム等に積極的に参加させるとともに、官能評価能力向上のため官能評価訓練を行った。
	造幣局	平成22年度のエネルギー消費原単位が造幣局全体において、対前年比で増加しており、目標の△1%を達成できず、引下げについて対応策の検討が求められていたところ、空調設備及び照明設備を省エネタイプのものに更新したほか、円形焼鈍炉の待機時間を可能な限り短縮するなど、ガスや電気を消費する設備の稼働方法の更なる見直し等に取り組んだことにより、平成23年度のエネルギー消費原単位は、対前年度比で造幣局全体では△6.6%の改善となった。
	国立印刷局	総合損率の相対比率について、「製紙部門においては、平成20年度の損率が高水準であったことを踏まえ、中期目標期間全体での計画達成に向けた更なる取組みも必要である。」と指摘された。平成23年度においては、断裁機用の紙検査装置の損紙検出率の適正化を図ったこと、製紙用材料について原材料メーカーへの品質指導の強化など、品質改善に向けた取組を実施したことにより、相対比率は前年度の99から92に改善した。
	日本万国博覧会記念機構	基金助成事業に係る事後評価結果について、参加者数の減や表示の未徹底など、内容的には対処できるものであり、次年度以降の評価に反映することを期待すると指摘されたことを踏まえ、事後評価の趣旨や基金事業の重要性等についてより理解してもらえよう、募集要項の記載を工夫するなど、周知徹底を図った。
文部科学省	放射線医学総合研究所	放射線安全・緊急被ばく医療研究について、「放射線安全研究では、特に放射線の生物や環境への影響研究について目的や方向性を明確にし、成果の普及も含め戦略的に進める必要がある。」と指摘されたことを踏まえ、原子力安全委員会など、安全規制のニーズに応える研究を着実に遂行し、安全研究成果の集約及び分析や研究成果の橋渡しに向けて規制行政庁等に対し科学的根拠となる情報を提供することを第3期中期計画において明確にした。 さらに、平成24年度から、低線量放射線影響の蓄積性や放射線の環境影響に関し、長期被ばくの影響とその低減化に関する研究を開始した。 (平成23年度予算額 231百万円の内数、平成24年度予算額 520百万円の内数)
	教員研修センター	研修内容の充実について、「自治体との連携を密にし、協力関係を構築することで、現状における喫緊の課題を把握し、これまで以上に受講者の参加やその成果の還元ができるよう、研修内容をより充実することが必要である。」と指摘されたことを踏まえ、各地域の中核リーダーの育成や研修の指導者を養成する観点から、自治体の意見も踏まえながら、国として真に実施すべき研修(校長マネジメント研修、防災教育に関する研修など)について充実を図っている。 研修内容等については、受講者からのアンケート結果等を踏まえ、不断の見直しを行うとともに、研修効果を高めるため事前・事後研修用の講義ビデオの充実を図っている。(平成23・24年度) また、東日本大震災を踏まえ、年度当初の計画を急遽変更し、防災教育に関する指導者養成研修を実施した。(平成23年度)
	日本芸術文化振興会	東日本大震災への対応について、「東日本大震災発生時の対応(帰宅困難者への支援等)は評価できる。また、震災後に芸術文化振興基金において、速やかに震災対応の支援活動を追加決定したことについても平成22年度の活動ではないが、高く評価したい。今後も、民俗文化財、郷土芸能の継承等に係る被災地支援に積極的に取り組むことが望まれる。」と指摘されたことを踏まえ、23年度においては、被災地の復興支援を目的として行われる芸術文化活動を支援するため、芸術文化振興基金助成対象活動のうち「国内映画祭等の活動」について追加募集・援助を行うとともに、「芸術文化復興支援基金」を創設し、募金活動

		<p>を開始した。</p> <p>伝統芸能の分野において、23年度は、被災地へ赴き研修修了生ら若手能楽師によるワークショップ等を実施した。また、24年度は、国立劇場本館において東北地方被災地域の民俗芸能公演の実施を2回予定しており、4月には宮城県名取市と多賀城市において復興支援のチャリティー歌舞伎公演を行った。(芸術文化復興基金追加支援:平成23年度実績9件、交付金20,900千円)</p> <p>(芸術文化復興支援基金受入額:23年度実績1,759千円)</p>
	海洋研究開発機構	<p>重点研究開発の推進について、「研究テーマの絞り込みについて、東日本大震災後の社会状況の変化も踏まえ、社会への還元を意識した中長期的な視点に基づき、一層のメリハリをつけることが必要である。」と指摘されたことを踏まえ、東日本大震災後の社会状況の変化を踏まえ、社会への還元を意識した取り組みとして、社会的要請が大きい海洋資源・エネルギーの探査・活用技術の研究開発について、平成24年度予算として23億円(平成22年度は14億円)を確保し、同分野の研究開発強化を図った。</p> <p>また、実社会での利用を念頭に置いた研究等を推進する「アプリケーションラボ」体制を平成24年度より強化することとし、これにかかる必要な原資については、研究部門内で人件費を再配分することで捻出した。</p>
	大学評価・学位授与機構	<p>認証評価事業について、「認証評価業務については、評価手数料収入による人件費及び事業費の確保のため、手数料について、引上げなど、その適正化が必要。」と指摘されたことを踏まえ、機関別認証評価にかかる手数料については、平成24年度において、民間認証評価機関の会費を考慮した評価手数料引き上げを行った(大学:基本費用200万円→360万円、1学部・1研究科当たり35万円→63万円、高等専門学校:基本費用160万円→240万円、1学科当たり20万円→30万円)。なお、運営費交付金については民間認証評価機関とのイコールフットイングを図る観点から、平成25年度を目途として機関別認証評価事業に計上しないよう取組を進める。</p>
	国立青少年教育振興機構	<p>自己収入の確保について、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等も踏まえ、新たな自己収入増加策も講じられている。引き続き、自己収入の増加に努められたい。」と指摘されたことを踏まえ、平成23年度から平成25年度にかけ国立オリンピック記念青少年総合センターの施設使用料を改定。</p> <p>地方施設の一般利用に係る施設使用料については、平成24年7月から料金を改定(現行250円→改定後800円)。</p> <p>また、平成24年4月に「地方施設の利用に係る受益者負担の在り方に関する検討PT」を設置し、自己収入の確保及び受益者負担の適正化の観点から、施設使用料や活動プログラムに係る費用等の設定を見直すことなどについて検討を行い、その検討結果を受け、地方教育施設の講師等宿泊室について、平成25年4月より料金徴収するよう諸規定の改正を行った。</p>
	国立大学財務・経営センター	<p>法人業務に対するニーズを把握して、業務改善を図る取組について、「国立大学や国立大学協会とコミュニケーションをとり、ニーズを把握する努力は評価に値するものの、一般からの意見聴取については、ウェブサイトだけの意見聴取となっており、その方法としては不十分であることから、関係者以外の意見を積極的に把握するよう努めることが期待される。」と指摘されたことを踏まえ、国立大学財務・経営センターは、施設費貸付・交付を主な法人業務としており、民間の金融機関の業務に近いことから、地方銀行の役員から法人業務に対するニーズ調査を実施。また、上記以外にも組織・運営マネジメントに関するニーズ把握として、センター債券の発行に当たり、IR活動の一環として実施している個別投資家訪問を通して、センターの組織・運営のマネジメントについて投資家の意見等を聴取。(平成23年度から新たに実施)</p>
厚生労働省	国立健康・栄	<p>研究成果を広く社会に還元するために実施している、一般公開セミナー、オープンハウスについて、今後は子供や中・高生を対象とする広</p>

	養研究所	報に力を入れること、参加者の意見やアンケート調査結果を活用することと指摘されたことを踏まえ、区や学校関係に周知・案内し、アンケート調査結果を検討し、さらなる充実と改善を図った。
	勤労者退職金共済機構	<p>「管理部門のスリム化や、各共済事業それぞれの資産を区分して管理することを前提とした効率的かつ柔軟な資産運用体制の構築など、更なる効率化に努めることが求められる」とされたことを踏まえ、平成 23 年 10 月に役員を1名、管理職員を1名削減した。平成 24 年度は、資産運用業務の一元化、平成 23 年度末をもって終了する適格退職年金からの移行業務の担当組織の廃止を行い、業務実施体制の効率化や経費の縮減を図った。</p> <p>「中退共事業における退職金未請求、特定業種退職金共済事業における共済手帳の長期未更新に対しては、引き続き被共済者への直接の要請等を実施することにより、より一層の縮減を図ることが求められる」とされたことを踏まえ、中退共事業における退職金未請求問題については、新たな未請求退職金の発生を防止するための対策として、平成 23 年度においては、平成 22 年度に請求要請をしたものの未請求となっている平成 21 年度の脱退者に対し、追加の請求要請を行った。また、退職時の被共済者の住所を把握できるよう、退職金共済手帳の「被共済者退職届」に被共済者住所記入欄を設けてデータベース化を実施するためのシステムを平成 23 年度に構築するとともに、平成 24 年7 月末までに退職金共済手帳の一斉更新を完了した。</p>
	高齢・障害者雇用支援機構	地域障害者職業センター業務について、「精神障害者、発達障害者等他の就労支援機関では対応が困難な障害者の就業ニーズに積極的に応えるため、職業リハビリテーションに関する助言・援助等の更なる充実により、医療・教育・福祉等の関係機関とのネットワーク形成を一層強化すること」と指摘されたことを踏まえ、新設の就労支援機関等まだ連携体制が十分形成されていない関係機関等に対して、重点的に助言・援助を実施し、モデルケースとしてとりまとめ、全国で共有することにより、就労支援ネットワークの形成・強化のノウハウの蓄積に取り組んだ。
	福祉医療機構	福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業)について、「提供する情報の更なる質の向上とコストの削減に取り組んでいただくことを期待する。」と指摘されたことを踏まえ、システムの運用・保守業務の委託範囲の見直しを行うことにより運用経費を削減するとともに、見直しの基本方針に基づき平成 23 年 4 月より国と重複する行政情報に該当する行政資料及び民間と競合する情報に該当するワムネットプラスの掲載を廃止するなど情報提供の重点化を図りつつ、東日本大震災における継続的な復興支援の取組みとして新たに「被災地支援団体用掲示板」コーナーを設置し、被災地に対する支援活動を行う団体同士が情報共有できるよう、支援活動を行う団体から寄せられた支援内容、また、被災地に必要な支援ニーズ等について情報を提供するなど提供する情報の更なる質の向上に努めた。
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	地域移行の推進について、「施設利用者本人及び保護者・家族等の個々のニーズを丁寧に把握し希望に沿った地域移行を実現できるよう、さらに粘り強くきめ細かな対応に取り組まれない」と指摘されたことを踏まえ、地域移行の推進に向けて、まず施設利用者本人の意向を丁寧に聴取した上で、当該利用者がおかれている個々の状況について、利用者やその保護者等に対して丁寧に説明を行い、平成23年度に新たに制作した、地域移行して5年経過した者の現在の暮らしを紹介するDVD を活用して同意を得るなど、具体性のある取組を行うとともに、来園の機会が少ない等のために地域移行に関する説明を受けることが少ない家族に対して、家庭訪問等を行い、理解と同意を求める取組を行った結果、平成23年度においては、21人が地域移行のために退所し、保護者から新たな地域移行の同意を25人から得ることができた。
	労働者健康福祉機構	労災疾病等に係る研究開発の推進等について、「中皮腫の新規治療法を実用化するため、新たに岡山労災病院を中心とした共同研究コンソーシアムの発足に着手し、また、中国、ベトナム、台湾等との共同研究の準備も進めているなど、これらの取組について、今後のなお一層の積極的な活動を期待したい。」と指摘されたことを踏まえ、今後も患者の増加が予測される「アスベスト関連疾患(中皮腫等)」については、

	<p>岡山労災病院を中心とした共同研究により、悪性胸膜中皮腫の新たな治療法に繋がる研究成果があり、その結果は平成23年7月のアメリカの専門誌(Clinical Cancer Research)にも注目研究として掲載された。また、日本職業・災害医学会等での発表のほか、平成23年度においても、モンゴル、台湾、中国等の医師に対して早期診断法・予防法の講習会等を実施するなど、積極的にその普及活動に取り組んだ。</p> <p>産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進について、「メンタルヘルス関係については、社会的ニーズも増加していることから、今後も一層の取組を期待する。」と指摘されたことを踏まえ、メンタルヘルスに係る相談のニーズに対応するため、精神科医等メンタルヘルス・カウンセリング分野に加え、産業カウンセラー等の促進員を全国で383人委嘱し、1次予防(未然防止、健康増進等)、2次予防(早期発見と対処)から3次予防に対応できる体制を構築した。この体制により職場におけるメンタルヘルス予防から休業者の職場復帰支援に至る労務管理を含めた幅広い事業場からの相談に対応するとともに、個別事業場を訪問し、メンタルヘルス対策の周知、具体的な課題の解決の支援等の実地相談及び職場復帰支援プログラムの作成支援を行った。その結果、平成23年度において、メンタルヘルスに係る相談件数は、34,266件となり、昨年度よりも11,371件増加した。</p>
雇用・能力開発機構	<p>職業能力開発業務について、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構への職業能力開発業務の移管後も、引き続き、地域産業のニーズに対応した高いレベルの職業訓練を行うとともに、震災対策にも的確に対応した職業訓練を行うよう必要な取組を行うこと」とされたことを踏まえ、事業主団体や関係行政機関等から意見を聴くことにより、人材ニーズを反映した離職者訓練、高度技能者養成訓練及び在職者訓練を実施するとともに、被災地等の6県において、地域の復旧・復興に係る訓練ニーズに対応し、離職者を安定した就労へ導くための職業能力を習得する震災復興訓練を実施した。</p>
労働政策研究・研修機構	<p>成果の普及等がさらに幅広い層の国民を対象に行われるよう、事業の実施方法等についてさらに工夫がなされることを期待すると指摘されたことを踏まえ、平成23年10月より、機構のホームページのトップページに「国内労働情報」のバナーを新たに作成・設置するとともに、国内労働情報の収集成果を体系的に掲載することとした。さらに、ホームページのユーザビリティ・アクセシビリティに関する調査を行った上で、「サイトの使い方(ヘルプ)」の新設や音声読み上げへの対応など、必要な措置を講じることで利用改善に取り組んだ。</p>
国立病院機構	<p>「国立病院機構のネットワークを活かした臨床研究や治験の推進は、我が国の医療の向上への貢献が期待される分野であり、国立病院機構のこれまでの実績を高く評価するとともに、今後とも、積極的、継続的な取組を期待したい。」との指摘については、平成23年度も積極的に臨床研究や治験を実施した。</p> <p>特に、新型インフルエンザ(H5N1)ワクチンに関する臨床試験では、3課題(対象被験者数1,231名)を実施し、国のワクチン備蓄方針決定に不可欠な情報収集を行った。</p> <p>また、平成21～23年度の承認医薬品の約5割の治験を国立病院機構で実施するとともに、医師主導治験に不可欠なシステム開発等の体制整備を行い、パーキンソン病の治療中に見られる精神症状(幻覚せん妄など)の抑制にドネペジル塩酸塩が有用か否かを検証する「パーキンソン病に合併する精神症状に対するドネペジル塩酸塩の有用性に関する他施設共同プラセボ対照二重盲検比較試験」の症例登録及び治験薬投与を開始した。</p>
医薬品医療機器総合機構	<p>審査等業務のうち、業務の迅速な処理及び体制整備(医療機器)について、「平成25年度のデバイス・ラグの解消に向け、平成25年度までの計画的な増員の達成と系統的な研修等による質の向上などの体制整備が必要である」と指摘されたことを踏まえ、後発医療機器の審査について、審査の質の向上と審査期間の短縮を図るため、医療機器審査第三部の創設や熟練者と新人が2人1組になって審査を行う「バディ制」の導入を行うなど、審査体制を強化した。</p> <p>今後も引き続き公募を中心とした積極的な人材確保を進めるとともに、医療機器の使用現場である手術に立会う実地研修を行うなど研修</p>

		内容の更なる充実を図ることにより質の高い審査員を育成し、医療機器の審査機能を強化する。
医薬基盤研究所		適切な事業運営に向けた取り組みについて、大阪本所以外の施設においても、パワーハラスメントに関する研修が実施されることを期待すると指摘されたことを踏まえ、薬用植物資源研究センター筑波研究部及び霊長類医科学研究センターにおいて同研修を実施した。 事務事業等の見直し等について、財団法人ヒューマンサイエンス振興財団と共同で実施している細胞分譲事業を平成25年度から当該研究所が行うこととなっており、その準備として平成23年度に設備整備を行っているなど着実な取組が認められるが、事業の円滑な移管が行われるための準備を引き続き推進している必要があると指摘されたことを踏まえ、平成24年度は、細胞試料の整備等を行った。
年金積立金管理運用		年金給付のための流動性の確保について、「今後も、市場動向を踏まえつつ、必要な資金を確保することは依然として重要であり、引き続き慎重な対応が求められている。」と指摘されたことを踏まえ、国内債券によるキャッシュ・アウト等対応ファンドを新たに設置(23年8月)し、その満期償還金及び利金を活用し、市場に影響を与えることなく、年金給付等に必要な流動性を確保することができた。
国立循環器病研究センター		法令遵守等内部統制の適切な構築について、「医師等の医療従事者の時間外労働については、医療提供業務の特殊性に配慮しつつ、引き続き適切に把握するよう努められたい。」と指摘されたことを踏まえ、超過勤務時間数について執行役員会等で報告し、勤務時間の把握、適切な労務管理に努めるとともに、個人差が大きい等、特殊な状況となっている部署については個別に対応を行った。
国立精神・神経医療研究センター		法令遵守等内部統制の適切な構築について、「契約監視委員会を設置し、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを実施した。引き続き、委員会を通じて契約業務の適正化を図られたい。」と指摘されたことを踏まえ、契約審査委員会による契約に関する重要事項の審査や契約監視委員会による契約の点検等を行った。
国立国際医療研究センター		患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供について、「患者満足度調査については、入院については前年度を上回っているが、外来については下回った項目もあるので、引き続き患者サービスの向上に努められたい。」と指摘されたことを踏まえ、患者サービス推進委員会において、患者からの意見等に対する改善策等の検討、実施に取り組み、加えて、患者満足度調査に併せて、身だしなみに係る調査を行った。 財務状況について、「中期目標期間中において経常収支相償の経営を実現できるよう今後も引き続き経営改善に取り組むよう努めるべきである。」と指摘されたことを踏まえ、収益の確保、費用の削減等による経営改善に取り組み、特に、センター病院Ⅱ期工事や国府台病院の新病棟整備を踏まえ、診療事業に係る収益構造改革の積極的な取組を実施し、また、経営の効率化など職員の意識向上を一層図るため、月次決算報告や経営分析など具体的な情報提供を行った。
国立長寿医療研究センター		財務状況について、「病院の機能を踏まえた職員の適正配置、診療報酬の上位基準の取得等を図るとともに、材料費や一般管理経費等に係るコスト節減に努め、収支改善を推進したが、当期総損失は2.1億円を計上した。しかし、当初の計画を上回る結果であり、中期目標期間中において経常収支相償の経営を実現できるよう今後も引き続き経営改善に取り組むよう努めるべきである。」と指摘されたことを踏まえ、平成23年度においては、診療収益の増、経費の削減等により、経常収支率は当初計画を上回る結果となっており、引き続き一層の収益の増および冗費の節減、業務の効率化を行った。 なお、具体的な取組として、収益増加策に関しては7対1看護基準や回復期リハビリテーション病棟入院料等の上位施設基準の取得及び、未収金の節減対策等の実施。 冗費節減対策として、廃棄物処理・保守業務等の契約期間や仕様

		等の見直し、職員による環境整備の実施及び在庫の縮減・適正化を実施した。
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	「法人では「東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う国産飼料等安全確認緊急検査プロジェクトチーム」を設置し、農林水産省からの指示に基づき放射能の測定に積極的に対応している。測定の実施にあたっては放射線の被爆等、職員の健康管理に十分注意することが必要である。」と指摘されたことを踏まえ、放射能測定に際しては、使い捨て作業服、防塵マスク、ゴーグル、手袋等の着用を義務づけるとともに、作業の前後で GM サーベイメーターを使用し、職員の被曝線量の測定等を行う等職員の安全と健康管理に留意した。
	種苗管理センター	ばれいしょ原原種無病性の維持・向上として、ウイルス病の確認情報を配布先に提供しているが、農場別に情報提供するなど、更なる報告の迅速化を図りたいと指摘されたことを踏まえ、出荷した原原種に関する品質調査結果が出た農場から順次迅速に種苗管理センターのホームページに掲載することとした。また、原原種の農場別、品種別及びウイルス別に取りまとめた詳細な病害確認情報を関係道県及び生産者団体に連絡するとともに、ウイルス病が確認された原原種の配布先には、各農場から原種生産に当たっての注意喚起を行った。さらに、24年度からは品質調査結果に先立ち、栽培期間中の病害及び生理障害等の発生状況を取りまとめた抜取結果の情報提供を開始した。
	家畜改良センター	保有している特許権等のうち長期間実施許諾の実績がないもの等について、保有する必要性等の検討を継続して行っていくことが必要と指摘されたことを踏まえ、特許の出願、登録及び保有の状況について2回の点検を行うとともに、点検結果を踏まえて保有特許の整理等を行うことで経費節減を図った。
	水産大学校	研究科(2年制)の水産資源管理利用学専攻(定員10名)について、厳格な定員管理をしなければならないと指摘されたことを踏まえ、定員管理を厳格に行った結果、学生数は平成22年度の19名から平成24年度は9名となった。
	農業・食品産業技術総合研究機構	農作業事故防止について、「事故の大多数を占める高齢者については、インターネットとは別に、高齢者をターゲットとした情報提供を急ぐことを期待する。」と指摘されたことを踏まえ、対象者に高齢者も含めて開催される農作業安全に係る講習会や、これら講習会の講師の研修教材として CD 版の農作業安全eラーニング及び農作業安全情報センターに掲載する動画の提供を行うとともに、これら講習会や研修の講師として参加した。さらに、農作業安全情報センターに掲載する事故事例、事故防止のポイント、農業機械の安全装備のポイント等をわかりやすく平易な内容で解説したポスターを作成し、高齢者等が数多く参加するイベントにおいて展示を行った。
	農業生物資源研究所	研究成果の公表、普及の促進について、「平成 22 年度は、マスメディアへの情報伝達の問題を解析し、コミュニケーションマニュアルを作成して、職員に配布した。今後、活用状況や効果についての検証が期待される。」と指摘されたことを踏まえ、遺伝子組換え研究などの見学・来訪者への説明や遺伝子組換え農作物の栽培についての一般説明会を実施する際には、スキルアップマニュアルを有効活用し、円滑なコミュニケーションに努めた。
	農業環境技術研究所	原発事故等への対応について、「農環研が取り組む社会貢献についても情報発信を充実させることが期待される。」と指摘されたことを踏まえ、ウェブサイト、「農環研における放射能モニタリングの研究について(リンク集)」を公開するとともに、放射能汚染に関する技術的情報へのリンクを集めた「原子力発電所事故等による土壌・農作物の放射能汚染に関する情報ポータル」を置き、随時更新した。また、放射性物質による土壌汚染に関するシンポジウム及び原発事故後の農地の放射線汚染調査と対策技術に関する研究会を開催するなど、情報発信の充実に努めた。
	国際農林水	情報の公開と保護について、「情報公開や個人情報保護に関する最近の動向把握に努めつつ、情報提供やセキュリティ対策を充実させる

	産業研究センター	ことが期待される。」と指摘されたことを踏まえ、情報公開窓口における資料の整備等を行い、開示請求への適切かつ迅速な対応に努めたほか、ネットワークをより安全かつ効率的に利用するため、全職員を対象とした所内セミナーを開催し、セキュリティ確保の必要性について周知した。
	森林総合研究所	「森林総合研究所は、森林・林業・木材産業分野において我が国唯一の総合的な研究機関であることから、そのことを常に自覚しつつ、中核的研究機関として一層のリーダーシップをとり、様々な大学・研究機関等とさらなる連携を深め、これまで以上に法人の使命を果たされたい。また、国際的な評価も一層高められることを期待したい」と指摘されたことを踏まえて、大学や都道府県の研究機関等との連携のもと、東日本大震災の復旧・復興に伴う海岸防災林の再生や森林における放射性物質の動態等の調査において中核的研究機関として中心的な役割を發揮し、科学的な側面から社会的にも積極的に貢献した。また、IUFRO(国際森林研究機関連合)や APAFRI(アジア・太平洋地域林業研究機関連合)等の活動を通じて、海外研究機関との協力関係を強化するとともに、研究の一層のレベル向上に努めた。
	水産総合研究センター	産学官連携、協力の促進・強化について、「国公立私立大学を問わず、普遍的に広く各大学との教育、人材育成の連携を推進すべきである」と指摘されたことを踏まえ、平成 24 年度には私立大学として初めて北里大学と包括連携協定を締結するとともに、国立・私立の 7 大学において職員が連携大学院の教員を務めた。
	農畜産業振興機構	人件費について、削減に向けた更なる取組を進めることにより計画の確実な達成に努められたいとの意見を踏まえ、給与水準及び管理職手当の引き下げ、ポストオフ、管理職への昇格抑制の取組により、目標を上回る削減を行った結果、職員の給与水準の地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は、平成 18 年度の 114.1 から 10.5 ポイント改善し 103.6 と目標を上回る削減となり、着実に引き下げを図った。
	農業者年金基金	被保険者資格の適正な管理や年金裁定請求の勧奨、迅速な事務処理等は適切な年金給付を行うために必要不可欠なものであることから、今後とも適正な業務実施に努められたいとの意見を踏まえ、農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との整合を図るための両記録の突合や受給権が発生する者等に対する文書による裁定請求の勧奨を行い、引き続き資格記録の適正な管理及び受給漏れ防止に取り組むこととした。
	農林漁業信用基金	事業の効率化については、引き続き、事業費の削減に取り組むことを期待するとの意見を踏まえ、引受審査の厳格化や部分保証の実施等による経費の削減取組を行い、東日本大震災による影響を除けば、平成 19 年度予算対比で 45.8%削減した。
経済産業省	経済産業研究所	項目別評価において、「業務運営の効率化」の評価が低かったことを踏まえ、所内のリスクの洗い出しを行い、理事長自らが審査を行った上でリスクの是正計画を立て実行していくPDCA サイクルを構築した。また理事長が業務の執行状況について四半期毎にチェックを行う会議を導入し、進捗管理機能を強化するなど内部統制の充実・強化を行った。
	工業所有権情報・研修館	「中国における出願件数の爆発的な増加、中国企業による海外企業への訴訟の増加など中国における知的財産を巡る情勢は深刻さを増しているのではないかと」の意見を踏まえ、増大する中国知財リスクへの対応として、情報提供業務について中国実用新案の和文抄録検索サービスの提供を開始し、企業等が容易に中国実用新案文献にアクセスできる環境を整備した。また、人材育成業務について、中国の人材育成機関との協力関係に基づき、ユーザーの関心が極めて高い「中国専利指南セミナー」を開催した。
	産業技術総合研究所	「契約に関しては、外部から専門家を採用し、契約審査に関与させる体制を構築したことは評価できるが、依然として一者応札比率が高く、一層の工夫と努力が求められる」と指摘されたことを踏まえ、平成 25 年度も継続する年間契約について、新規参入業者の掘り起こしのための入札予定案件の事前公表や入札参加の障害となった理由をより詳細

		に分析するためのアンケート内容の細分化を行う等、一者応札の低減に向けた取り組みを実施した。
	製品評価技術基盤機構	サービスの質の向上について、「国民の安全・安心と社会基盤の整備を図る上で必要不可欠な組織であると社会に認知される製品評価技術基盤機構(NITE)を実現して欲しい」と指摘されたことを踏まえ、アウトリーチタイプの広報を推進した。具体的には、地域イベントに合わせたNITEフレンドシップデイの実施、夏休み期間の渋谷区と連携したハチラボへの展示、子ども霞が関デーへの出展など、積極的に機構の成果等を公表し、広報効果の拡大に努めた。
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	「一般の国民の関心を高めるための工夫が必要である。パンフレットやDVDなどを作成することで果たし得たという誤解も生じやすい。啓発の手法については常に見直し、革新を求めていくべきである。」と指摘されたことを踏まえ、新聞、雑誌等における記事掲載やTV放映の増加を目指し、プレスリリースと記者説明会を実施。また平成24年度は研究設備・成果の見学会を積極的に主催(平成23年度1件→平成24年度19件)することで、メディアの参加を促した。
	日本貿易振興機構	「人事に関する計画について、国際社会に対応するためにも更なる人材育成に取り組むように」と指摘されたことを踏まえ、入構後3年以下の職員を対象とした中国語研修の義務化、外国貿易投資促進機関へ職員を派遣するとともに経済分析などの専門能力の向上を目的とする研修への参加などを実施した。
	情報処理推進機構	中小企業のIT人材育成については、「中小ITベンダー人材育成優秀賞」の創設によりITSS活用促進を国内中小企業に促す堅実な活動と評価、更に充実させるべき。」と指摘されたことを踏まえ、平成24年度は受賞目的でない企業もWebから気軽に自社の取り組み状況を診断できる「人材育成診断」サービスを提供するとともに、本サービスの解説と最新の人材戦略事例を紹介するセミナーを行った。
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	内部統制への対応について、「どのように将来の業務に生かしていくのか」と指摘されたことを踏まえて、定期的な研修実施等による役職員のコンプライアンス意識向上策の実施や内部規程改正による監事への情報伝達強化等を通じ、内部統制の充実、強化に努めた。
	中小企業基盤整備機構	「想定していない新たな業務を実施するに当たっては外部専門家の活用と体制の整備について検討すべき」と指摘されたことを踏まえ、平成23年度において、震災復興支援や海外展開支援の実施に当たっては外部専門家を活用するなどの対応を実施した。
国土交通省	土木研究所	技術の指導及び研究成果の普及について、「東日本大震災における復旧活動等を技術的な側面から支援し、かつ自主的な取り組みを行ったことは、意義がある。また今後の復旧活動にも多く期待されるので、継続的な取り組みを検討されたい。」と指摘されたことを踏まえ、東日本大震災に関しては、国や地方公共団体から要請を受け専門家を延べ107名派遣(22年度からの合計:延べ188名)し、橋梁、河川堤防、下水道施設、土砂災害など多岐の分野に渡り技術指導を実施し、早期の輸送ルート確保、被災した構造物の復旧、二次災害の防止、公衆衛生の確保などに貢献した。この他、東日本大震災に係る技術委員会にも積極的に参画し、専門性が高い諸問題の解決に貢献した。
	建築研究所	社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応について、「東日本大震災のような大地震が今後もおこる可能性が高いといわれている我が国において、研究成果が活かせるような地震に関する研究を、歴史的・社会的な視点も含めて、一層進められたい。」と指摘されたことを踏まえ、震災の教訓を踏まえ、長周期地震動に対する超高層建築物等の安全対策技術に関する研究、地震動に対する天井等非構造部材及び津波に対する建築物の安全性向上に関する研究を実施している。
	交通安全環境研究所	受託研究等の獲得について、「国の競争的資金の獲得は、研究能力の尺度であることから、その獲得にも一層の努力を図ることが期待される。」と指摘されたことを踏まえ、平成23年度は競争的資金の獲得のために一層の努力を行い、競争的資金情報の提供の充実化に努め、内閣府が指定する競争的資金制度において計5件の競争的資金を獲得し(平成22年度は3件)、研究ポテンシャルの向上に努めている。

海上技術安全研究所	<p>「日本造船業の技術優位性につながるように更なる努力を期待する。」と指摘されたことを踏まえ、国際基準化をリードするための研究を実施し、その成果にもとづき国際会議への我が国提案文書の作成を行うとともに、国際会議での議長就任等の戦略的な国際基準化に一体的に取り組む、我が国の技術が活きる国際的規制の構築に貢献した。</p> <p>上記の基準化研究と同時に、エネルギー効率設計指標を改善するための省エネデバイスの開発等、基準を担保する要素技術等の研究開発を実施し、我が国の優位性を高めるために貢献した。</p>
港湾空港技術研究所	<p>国等が抱える技術課題解決のための積極的な支援について、「研究所は、東北地方太平洋沖地震に関して調査・対策案の検討を実施し、また、その成果を中央防災会議でも報告していることもあり、国民が期待する項目のうち、技術面での役割を今後とも引き続き担って頂きたい。」と指摘されたことを踏まえ、東日本大震災に関連して、中央防災会議や気象庁での地震・津波に関する重要な委員会や経済産業省、環境省等において開催された再生可能エネルギーに関する委員会にも委員として参画するなど、研究所をあげて支援を行った。</p>
電子航法研究所	<p>国際連携について、日本としてどのような内容の研究について国際活動を行うべきか、明確な戦略を持つ必要があると指摘されたことを踏まえ、アジア地域における航空交通の混雑などの共通課題の解決と航空交通の発展を目的として、アジア地域における中核的な研究機関を旨とした技術交流の強化に重きを置いて国際活動を行った。</p>
航海訓練所	<p>「業務経費等の削減を強く押し進める点は評価できるが、そのことによって実際の航海訓練時間が短くなり、船員教育の非効率化につながると思われる。このことは、教育サービスの質の維持に関わる問題であるので、その点の改善に強く取り組んでいただきたい。」と指摘されたことを踏まえ、平成 23 年度においては、航海訓練時間を補うものとして、操船シミュレータの活用、船舶が輻輳する瀬戸内海での航海や揚投錨実習の反復等を行い、教育サービスの質の維持を図った。</p>
海技教育機構	<p>「国際条約の改正に的確に対応し、必要とされる海技教育を効果的・効率的に実施することを含め、今後とも継続的に教育体制の見直し・改善が期待される」と指摘されたことを踏まえ、国際条約(STCW条約マニラ改正2010年)の改正内容を検討し、平成 23 年4月より、新たに電子海図情報表示システム(ECDIS)の講習を開始した。また、船舶運航実務課程の運航実務コースについて、設置コース及び講習内容の見直しを行っている。</p>
航空大学校	<p>「教育の質的向上のために必要な最新機材が整備されることを期待する。」と指摘されたことを踏まえ、仙台分校で使用する双発機及び飛行訓練装置について、経年化した機材の退役を進め、平成 23 年度内に新世代の機材への置き換えを完了させた。</p>
自動車検査	<p>国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項について、「次世代車への早期対応に期待」と指摘されたことを踏まえ、平成 23 年度は、電気自動車の審査事務規程に基づく、安全かつ適切な審査を確保するため、審査マニュアルを策定し、職員研修を拡充した。平成 24 年度は、電気自動車等について、審査マニュアルを活用した職員講習を行うなどにより、安全かつ適切な審査を実施することとしている。</p>
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	<p>「開発成果の公表について、海外展開に向けて、現状に加えて国際会議などでの発表も検討して欲しい。」と指摘されたことを踏まえ、鉄道建設事業の過程において実施した技術開発の成果を広く社会に還元するために、各種学会の発表会や機関誌等への投稿は、これまででも積極的に行っているところ、平成23年度は、国際トンネル協会(ITA)、アジア交通学会(EASTS)、米国交通学会(TRB)、ワトフォード会議等の各種国際会議において、11件(平成22年度は9件)の成果の発表を行った。</p>
国際観光振興機構	<p>国内における情報提供について、「賛助団体・会員以外に対しても情報提供に努め、賛助団体・会員になればより詳細情報が入手できるような工夫も必要である。既存賛助団体・会員へのサービス向上やコミ</p>

	<p>ユニケーションの強化も必要である。」と指摘されたことを踏まえ、平成23年度は、東日本大震災後の訪日旅行に関する情報提供と訪日客回復の取組について、報道発表等を通じて国民への積極的な広報を行った。また、日本語ウェブサイトについて、コンテンツ、デザイン、構成を全面的に見直した。賛助団体・会員専用サイト等についてもリニューアルを行い、ビジュアル面の向上と表示方法の改善を図った。さらに、平成23年度6月からは「トライアル会員制度」を導入し、会員拡大の取組を行った。また、賛助団体・会員向けに最新の市場動向を説明する「JNTOインバウンド旅行振興フォーラム」について、一般向けにも有料で公開した。このほか、平成24年度は、賛助団体・会員に対する説明責任を果たし、より連携を強化するため、業務報告会を実施した。なお、平成24年度4月より、機構本部の組織改正を行い、地方公共団体・経済界との連携を強化するため、事業連携推進部を新設した。</p>
水資源機構	<p>一部利水者から寄せられている水質改善への強い要望について、コスト効果を踏まえつつ、利水者と連携のもと、できる限りの対策を講じる必要があると指摘されたことを踏まえ、貯水池等における水質異常の未然防止のために、22施設において、曝気循環設備その他の各種水質対策設備126基を設置しており、これらの水質保全対策設備の効果的な運用を図るとともに、関係機関とも連携して流域からの負荷軽減にも努めるなど、水質異常の発生抑制を図った。</p> <p>一方、こうした水質対策設備等により水質異常の未然防止を図っているが、平成23年度はアオコや淡水赤潮等の水質異常が23施設で計46件発生した(平成22年度は24施設で55件)。水質異常が発生した際には、利水者や関係機関に速やかに情報を提供して連携・調整を図った上で、臨時水質調査等による状況把握を行い、選択取水設備の運用や拡散防止を目的としたフェンスの設置等、利水者等への影響を軽減する措置を行った。</p>
自動車事故対策機構	<p>「確実な業務運営を行う上で、業務の一層の効率化を進めると同時に、更なる管理体制のスリム化を進めるなど、組織運営の効率化を図ることが求められる。」と指摘されたことを踏まえ、管理体制のスリム化として、管理職の配置に係る見直しを進め、平成23年度においてさらに1人を削減し、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に定められた平成18年度比10%を上回る16%(31人)の削減を行った。また、支所における大規模な講習会や業務繁忙期の診断業務等において、主管支所の職員が支所へ出向いて業務を行う等、業務の繁閑に柔軟に対応した要員の弾力的運用を実施した。</p> <p>平成22年8月にインターネットを活用した新適性診断システム(i-NATS)の全支所導入を完了した。これにより導入支所のレイアウト見直しにより生じた事務室、倉庫等の余剰スペースを返還し、また、事務所借料の値下げ交渉等を実施することで賃借料の削減を図っており、平成23年度決算において対前年度決算比で、19,739千円、50㎡削減した。</p> <p>指導講習業務及び適性診断業務に係る自己収入比率については、トップセールス等による積極的なPR等を行い、受講者・受診者数の拡大及びIT化による事務の効率化等により経費の節減を行った結果、平成23年度において66%となった。</p>
空港周辺整備機構	<p>「再開発整備事業、大阪国際空港周辺の緑地整備については、年度計画の数値目標に未到達であり、特に大阪の緑地整備は、完遂に向けてスピード感を持って取り組まれない。」と指摘されたことを踏まえ、平成23年度においては、再開発整備事業については、大阪国際空港事業本部の対象4件について、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」に基づく新関西国際空港株式会社への承継方法等について、国、貸付先等関係者と調整を図った。</p> <p>また、大阪国際空港周辺の緑地整備については、一部未買収地を除き、第I期事業の約1.3haについて、造成・植栽を着実に実施した。</p>

海上災害防止センター	<p>「内部統制については、役員へのイニシアティブの下、法人の基本理念・基本行動指針の取りまとめ、内部規定の整備、リスク評価等を実施したことは評価できる。今後とも、監事、会計監査人に指導、提言を受けつつ、役員へのイニシアティブの下、検討を進め、内部統制の更なる向上に努めること。」と指摘されたことを踏まえ、内部統制について、以下の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人ミッションについて、役職員への周知徹底を図るため定期的な理事会等の開催 ・ 監事監査に併せた業務のリスク評価の実施 ・ 理事長のイニシアティブのもと、東日本大震災を踏まえた業務継続計画(BCP)策定
都市再生機構	<p>入札及び契約の適正化の推進について、一者応札・一者応募の場合に実施している再公募についても、その結果が競争的になっているのかの確認を契約監視委員会においてしっかり行う必要があると指摘されたことを踏まえ、一者応札・一者応募と、再公募の状況については契約監視委員会の場で毎回報告し、点検を受けている。</p> <p>特に、2回連続して一者応札・一者応募となった契約案件については、個別に審議を受けることとしており、平成23年度においては計2回の審議を行った。</p> <p>契約監視委員会での審議を踏まえ、契約案件の内容に応じて改善策を講じた結果、平成23年度までに以下のとおり発生件数が削減された。</p> <p>平成20年度における競争契約件数 : 4,519件 一者応札件数 : 462件(10.2%) うち関係法人における一者応札件数 : 233件(5.2%) 平成23年度における競争契約件数 : 4,769件 一者応札件数 : 361件(7.6%) うち関係法人における一者応札件数 : 123件(2.6%)</p>
奄美群島振興開発基金	<p>リスク管理債権割合について、「依然として高い割合となっていることから、引き続き、同割合の抑制、財務内容の健全化等に向けての取り組みを進めていく必要がある。」と指摘されたことを踏まえ、中小企業信用情報データベースシステムを活用した客観的な審査、協調融資等の促進によるリスク分散、審査委員会の活用、利用者へのモニタリング、法的回収の強化と効果的な対応、合同(連携)督促の強化等により審査・債権管理の徹底を図るとともに、利用者に対する経営及び再生支援の実施、フォローアップを含めた経営サポートの実施等を通じ、財務内容の改善に向けた方策に取り組んだ。</p>
日本高速道路保有・債務返済機構	<p>積極的な情報公開について、「情報公開に関しては、ホームページで様々な情報を公表していること自体は評価できるが、それらの書類に含まれる項目が一目で分かるようなリストを掲載するなど、その情報を一般の識者にも利用しやすい形で公表することを強く期待する。」と指摘されたことを踏まえ、ホームページによる情報公開においては、掲載する情報についての説明を補足するなど、より分かりやすい情報の提供に努めた。例えば、「入札契約情報」において、情報の検索が容易になるよう見出し項目を工夫したほか、「入札及び契約の結果等の公表」において、個別契約の入札結果、契約先、契約金額等の契約に係る情報を一覧できるリストを掲載した。また、「車両制限令違反車両に対する取組について」等の新たに掲載したページについては、説明を充実するなどにより、道路利用者及び一般の方に分かりやすいページとなるよう改善した。</p>
住宅金融支援機構	<p>住宅金融通業務について、「バリアフリー対応高円貸登録賃貸住宅融資に関する会計検査院からの指摘に対する是正措置については、再度徹底するための方策を講じ、着実に実施する必要がある」と指摘されたことを踏まえ、会計検査院からの指摘(入居募集開始時までに高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を行う融資条件を遵守させる措置を講じること及び高齢者の入居に結びつくような実効性のある措置を講じること)に対する是正措置(借入者に対して貸付条件を遵守させる措置</p>

		及び高齢者の入居に結びつくような実効性のある措置となるよう貸付条件を改めた)に関し、貸付条件を改めた全ての案件について、平成 23 年6月に全支店に対し手続の実施状況の調査を実施するとともに、平成 23 年8月に、再発防止策を策定し、順次実施した。
環境省	国立環境研究所	財務の効率化について、「受託収入等の自己収入はいずれにおいても減少している。社会的な影響に左右されがちな自己収入であるが、低落傾向が定着することは危惧するところである。環境研の目的に沿った競争的な外部資金のより積極的な獲得が望まれる。」と指摘されたことを踏まえ、国環研のミッションに照らして申請内容を精査し研究提案力を強化するなどにより競争的資金の積極的な獲得に努め、科学研究費補助金等の研究者個人に交付される研究補助金については、対前年度 9.1%増の交付を受け、また、平成23年度の自己収入においても、目標としている第2期中期目標期間中の年平均額と同額程度をほぼ確保した。
	環境再生保全機構	公害健康被害補償業務における都道府県等のオンライン申請について、「未導入の理由を詳細に分析し、全ての都道府県がオンライン申請を導入するようさらなる努力を期待する」と指摘されたことを踏まえ、都道府県等に聞き取りを行い、未導入の主な原因となっていた情報セキュリティ関連の問題について担当課長及び情報セキュリティ責任者に対し直接にセキュリティに対する機構の取組やシステムの説明を行うなど丁寧な働きかけを行った結果、全ての都道府県等においてオンライン申請を導入することができた。
法務省	日本司法支援センター	組織の基盤整備について、「引き続き、常勤弁護士の配置数の充実に注力することが期待される。」と指摘されたことを踏まえ、9か所の地方事務所・支部及び8か所の地域事務所における、常勤弁護士の新たな配置又は増員を行った。 財政支援の獲得について、「今後、地方公共団体等との連携を更に深め、支援センターの業務に対する一層の理解と協力を仰いだ上で、更なる財政的支援の獲得に努めることが期待される。」と指摘されたことを踏まえ、東日本大震災の被災地に新設した4出張所の敷地については、地方自治体に対して支援センターの業務に関する理解を得るべく協議を行い、土地の無償貸与を受けることができた。

イ 独立行政法人の役員報酬及び人事への反映の公表状況

独立行政法人の毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後の業務実績に対する府省評価委員会の評価結果については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定、図表45参照)及び「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定、図表45参照)において、「独立行政法人通則法の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。」とされている。さらに、その反映状況については、「独立行政法人の業務の実績についての評価結果の役員報酬、人事への反映について」(平成14年5月31日内閣官房行政改革推進事務局事務連絡)により、各法人は毎年度公表することとされている。

評価結果の役員報酬への反映状況については、平成25年9月までにすべての府省で、その所管する法人のホームページ等において、役職員の報酬・給与等の公表の一環として、「平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方」欄により公表されているところである。評価結果の役員人事への反映状況については、平成25年8月末現在、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省は、その所管する法人において、公表されている。

図表 45. 評価結果の役員報酬等への反映に関する閣議決定

<p>○「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)(抜粋)</p> <p>Ⅲ 特殊法人等の改革のために講ずべき措置その他の必要な事項</p> <p>3 独立行政法人</p> <p>(2) 組織及び運営の基本</p> <p>ハ 役員給与等の支給基準を定め、外部有識者からなる評価委員会の評価を受けるという独立行政法人制度を通じて、毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後に業務の実績について評価を行う。その評価結果については、独立行政法人通則法の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。</p> <p>○「公務員制度改革大綱」(平成 13 年 12 月 25 日閣議決定)(抜粋)</p> <p>Ⅱ 新たな公務員制度の概要</p> <p>3 適正な再就職ルール確立</p> <p>(2) 特殊法人等への再就職に係るルール</p> <p>③ 独立行政法人</p> <p>イ 役員給与等の支給基準を定め、外部有識者からなる評価委員会の評価を受けるという独立行政法人制度を通じて、毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後に業務の実績について評価を行う。その評価結果については、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。</p>
--

ウ 独立行政法人の予算等への反映の公表状況

独立行政法人の業務実績に対する評価の予算等への反映状況については、平成 14 年7月9日の閣議後の閣僚懇談会において、小泉内閣総理大臣(当時)から、独立行政法人の業務実績の評価の結果を、予算等に速やかに反映させるとともに、その反映状況を国民に分かりやすい形で、積極的に公表するよう指示等が行われた。